令和８年司法試験に関し厳正な合否判定を求める会長声明

１　法曹志願者数の推移をみると、法科大学院志願者数については、ピーク時に７２，８００人（平成１６年度）であったところ、令和７年度は１５，２７１人となっており、また、司法試験出願者数（旧司法試験の廃止後）については、ピーク時に１１，８９２人（平成２３年度）であったが、令和８年度は４，０６６人となっているのであって、法曹志願者が激減しているというべき状況にある（令和７年度法科大学院入学者数は２，０５８人に過ぎない）。なお、令和５年度以降の司法試験出願者が４，０００人台で推移しているのは、法科大学院在学中受験が認められた影響から司法試験受験者が増加したものと考えられ、現実の法科大学院最終学年在学者数を踏まえると、司法試験出願者数の実質的増加を基礎付ける事情とはいえない。

一方、司法試験の最終合格者数は、平成２４年に２，１０２人であった後から以降漸減の傾向にあり、令和２年には１，４５０人、令和３年には１，４２１人、令和４年には１，４０３人と政府が目標として掲げていた１，５００人を３年連続下回った（なお、令和５年以降の合格者数増加は、上記のとおり、法科大学院在学中受験が認められた影響によるものである）ものの、合格率でみたときには、令和元年は３３．６％（対受験者数比。以下同じ。）、令和２年には３９．１％、令和３年には４１．５％、令和４年には４５．５％、まで高まっており、１，５００人程度の最終合格者数を維持するべく、合格最低点を調整し、合格者数を調整しているのではないかとの疑いを持たれてもやむを得ないところである。これは、法科大学院在学中受験が認められた影響による合格者数増加がおきた令和５年以降の司法試験合格者数が、令和５年が１，７８１人、令和６年が１，５９２人、令和７年が１，５８１人と１，５００人程度の最終合格者を維持していることからしても明らかである。

２　法曹養成制度改革推進会議は、平成２７年６月３０日、「法曹人口の在り方について（検討結果取りまとめ）」において、司法試験の合格者数につき年間１，５００人程度は輩出すべきとする方針を決定した。万が一、１，５００人程度の合格者数を維持するために合格ラインが下げられるようなことがあれば、司法試験の選抜機能が大きく損なわれ、合格者の質を制度的に担保できない事態となることは自明である。法曹養成制度改革推進会議の上記「検討結果取りまとめ」が、司法試験合格者数は「輩出される法曹の質の確保を考慮せずに達成されるべきものでないことに留意する必要がある」とも述べていることに注目する必要がある。

３　当会は、平成２７年１１月２６日の臨時総会において「司法試験合格者を年間７００人程度とするよう求める決議」をした。その後、平成２９年以降毎年、司法試験に関し、厳正な合否判定を強く求める会長声明を発した。また、同試験の最終合格者数の発表を受けて、多人数の合格者としたことに強く抗議の意思を表明する会長談話をも発した。

今年も司法試験の最終合格者数が近年の水準が維持された場合、合格者数を７００人程度に減員すべきとの総会決議をしている当会としては、とうてい容認できない。

4　そもそも、司法試験法１条は、「司法試験は、裁判官、検察官又は弁護士となろうとする者に必要な学識及びその応用能力を有するかどうかを判定することを目的とする国家試験」であるとしている。

そうであれば、最終合格者数１，５００人維持が目的となってはならないのであり、司法試験法と「検討結果取りまとめ」にいう「質の確保」に鑑み、司法試験委員会は厳正な合否判定を行う責務を負っている。

5　当会は、「質の確保」を保持するため、司法試験委員会が厳正な合否判定を行うことを強く求めるものである。

以　上

２０２６（令和８）年８月１２日

埼玉弁護士会会長　　菊地　陽一